

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

宮城県（以下「県」という。）では、平成28年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、小地域福祉活動の展開や安全安心な暮らしの確保などの地域づくり、福祉教育や人材育成などの人づくり、地域包括ケアや生活困窮者の自立支援など福祉サービスの基盤づくりなどに取り組んでまいりました。

しかし、依然として、少子高齢化や地方の過疎化、世帯規模の縮小などの傾向を強めているほか、人と人とのつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境が変化してきており、地域における支え合い機能の低下も憂慮されます。

また、介護と子育てのダブルケアや8050問題、DV、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、若年から中高年までの幅広い世代にわたるひきこもり、生活困窮など、複数の要因が絡まり複雑化した問題も顕在化しています。

こうした中、国においては「地域共生社会の実現」を掲げ、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、福祉施設でのクラスターの発生、外出機会の減少によるフレイル、DV・虐待の増加、生活困窮者の増加など、福祉の面にもこれまでにない様々な影響を与えております。

加えて、平成23年3月の東日本大震災の発生から節目となる10年が経過し、復興の取組は着実に進みましたが、被災された方々は、災害公営住宅等への転居に伴う環境の変化による孤立や心の問題も含め健康不安などの課題を抱えている場合もあり、今後も継続して見守り活動や交流活動の促進に取り組んでいく必要があるとともに、近年、大規模な自然災害も頻発しており、避難行動要支援者や避難した住民への対応を行う体制の整備も必要となっています。

県では、こうした県内の状況や国の改革の方向性を踏まえ、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、市町村における地域福祉の取組を引き続き支援するとともに、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置付けと役割

### (1) 市町村の地域福祉の推進を支援する計画

本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から、市町村の地域福祉の取組の推進を支援するために策定するものです。

#### 社会福祉法

##### (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

### (2) 県の地域福祉推進の方向性を示す計画

県の「新・宮城の将来ビジョン」では、県政運営の理念として「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を掲げており、保健医療福祉分野については、政策推進の基本方向の4本の柱のうち、主に「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に位置づけられています。また、宮城県震災復興計画の後継の取組として、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」が掲げられています。

本計画は、地域福祉の観点から、こうした政策の実現に向けた取組を推進するための計画です。

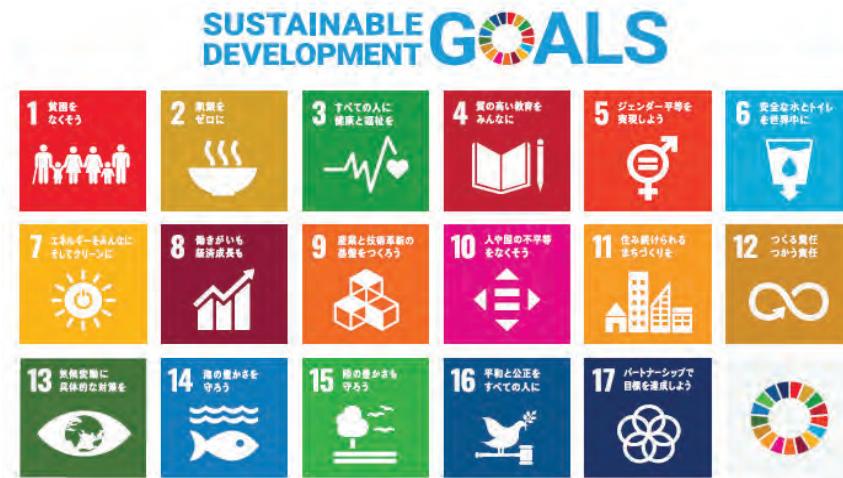
### (3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」は、2030年を目標年にし、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通の目標」です。

持続可能性の追求は、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県諸課題を解決する上で重要な要素であることから、「新・宮城の将来ビジョン」では、SDGsの特徴である「普遍性」、「包摂性」、「参画型」、「統合性」、「透明性と説明責任」や17

のゴール、169のターゲットの内容を理念や施策に反映することとしています。

本計画においても、多様な主体が連携して（参画型）地域福祉活動に取り組むことで、誰もがその役割を果たし、すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる（包摂性）持続可能な地域共生社会の実現を目指していきます。



### 本計画に関連するゴール

目標 1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う
目標 10	国内および各国間の不平等を減らす
目標 11	都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする
目標 16	接続可能な開発のための平和でだれとも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する

### 3. 県の他の計画との関係

本計画は、県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画となるものです。

このため、「新・宮城の将来ビジョン」が目指す方向性を踏まえるとともに、「みやぎ高齢者元気プラン」、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」、「みやぎ障害者プラン」、「再犯防止推進計画」等の各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。

#### 4. 宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画との関係

県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会・各種団体などが行う地域福祉活動を後押しし、広域的かつ公益的な観点で事業などを取り組むため「地域福祉推進計画」を策定しています。

県では、「地域福祉推進計画」に記載された取組と役割分担や連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

#### 5. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

#### 6. 計画の推進体制

本計画における施策の実施に当たって、目標指標を設定し、県の関係部局や県・市町村社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携を図りながら、その達成に努めます。

計画の進行管理と評価については、各市町村の地域福祉計画の進行状況を把握するとともに、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら分析・評価を行います。また、各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討します。

点検結果を踏まえ、計画推進上の課題等については、関係者の意見を聴きながら適切に対応することとします。

